

# 12月16日(日)

# そうだ、投票に行こう!

# 佐賀県知事選挙



投票日時：12月16日(日) 午前7時～午後8時

投票時に必要なもの：入場券(入場券は郵送します。紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)

## 今回の選挙で投票できる人(①～③の条件を満たす者)

- ① 満18歳以上(平成12年12月17日以前の出生)の者
- ② 平成30年9月1日以前から引き続き基山町の住民基本台帳に登録されている者
- ③ 選挙人名簿に登録されている者

※条件を満たす方であっても、平成30年12月16日までに本町から転出された方(県内の他の市町に引き続き異動した方は転出先の証明書があれば投票可)は投票できません。また、入場券が郵送されてきても投票日当日に転出されている方は投票できません。

※平成30年8月29日以降に転入された方は投票ができません。ただし、転入前の住所地が県内で、引き続き異動した方は、投票できますので、基山町選挙管理委員会へ証明書の申請をしてください。

**期日前投票** 投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない人は期日前投票をすることができます。

期間：11月30日(金)～12月15日(土) 午前8時30分～午後8時

場所：基山町役場1階ロビー ※役場が閉庁となる土・日曜日も受け付けます

**不在者投票** 仕事や旅行などで、投票日や期日前投票期間中に基山町の投票所に行くことができない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

■郵便等による不在者投票(身体に重度の障害がある次の人は自宅で郵便等による不在者投票ができます)

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた人で
  - ・両下肢等の障害の程度が1級又は2級の人
  - ・内蔵機能の障害の程度が1級又は3級の人
  - ・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までの人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けた人で
  - ・両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
  - ・内蔵機能の障害の程度が特別項症から第3項症までの人
  - ・肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの人
- ③ 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載してある人

また、同制度に該当する人で、上肢又は視覚の障害の程度が1級(特別項症から第2項症)の人は、代理記載制度を利用することができます。ただし、これらの制度を利用するためには事前の申請が必要です。

■指定病院・老人ホーム等での不在者投票

対象者：都道府県選挙管理委員会の指定する病院に入院、指定老人ホーム等に入所している選挙人で不在者投票事由に該当する人

投票方法：不在者投票をしようとする選挙人は、投票用紙を選挙管理委員長に対して自ら請求するか、指定病院等の長又は代理人が選挙の期日の前日までに請求します。投票用紙が届いたら、指定病院等で不在者投票を行うか、現に所在する地の市町村の選挙管理委員会で不在者投票をします。

問 基山町選挙管理委員会事務局(総務企画課内) ☎92-7915



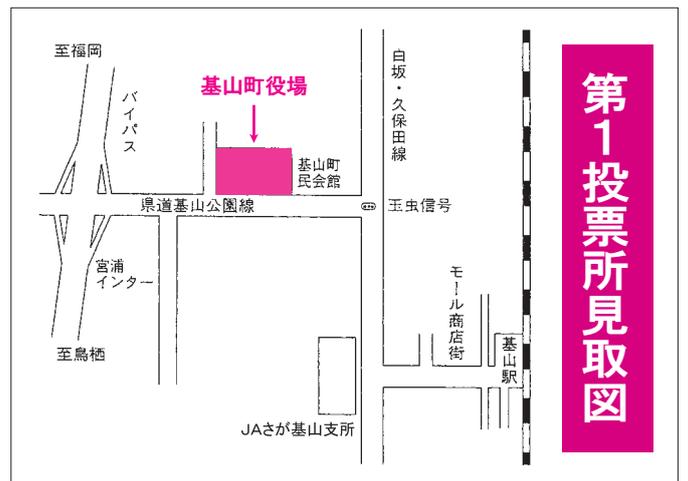
# 投票所はご存じですか？

投票は次の場所で**午前7時から午後8時まで**行われます

**問** 基山町選挙管理委員会事務局（総務企画課内） ☎92-7915

**入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。**

投票区	投票所	対象区域
1	基山町役場	3区（上町第1・第2、グレースフル基山駅を除く）、12区
2	第1区公民館	1区
3	第2区公民館	2区
4	第4区公民館	4区
5	若基小体育館	6区、14区、15区、16区、17区
6	第13区公民館	10区、13区
7	第8区公民館	5区、8区、上町第1・第2、グレースフル基山駅
8	第7区公民館	7区（西長野を除く）
9	第11区公民館	11区、西長野
10	第9区公民館	9区

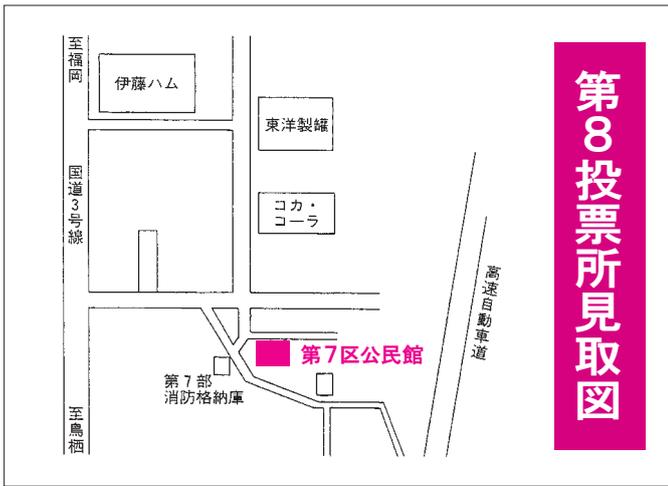




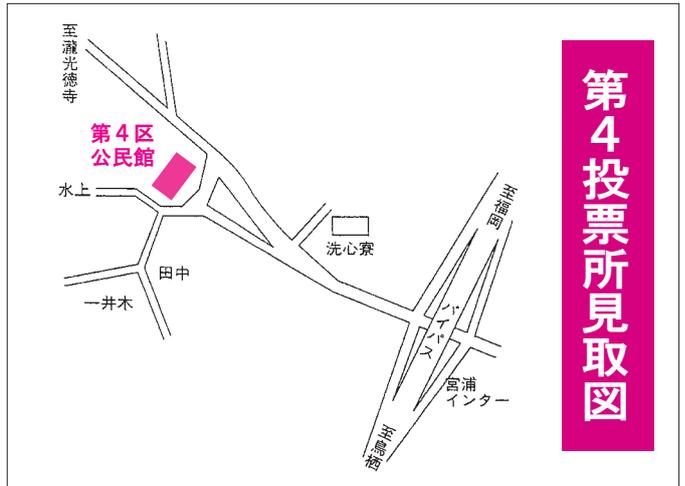
第7投票所見取図



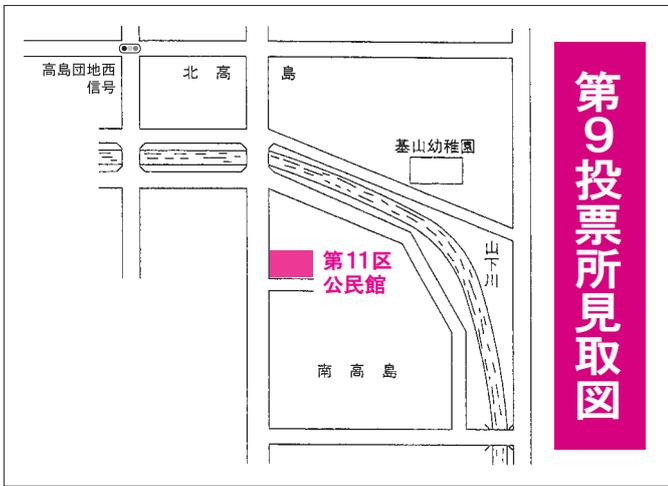
第3投票所見取図



第8投票所見取図



第4投票所見取図



第9投票所見取図



第5投票所見取図



第10投票所見取図



第6投票所見取図